

令和6年度富山地方裁判所及び管内簡易裁判所における
裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支
えがあるときの代理順序等

富山地方裁判所

令和5年12月14日決議

令和6年 1月 1日施行

令和6年 3月 25日改正

令和6年 4月 1日改正

第1 裁判官の配置

1 本庁

所長 判事 吉田 彩

民事部

部総括	判事	矢口俊哉
	判事	梅澤利昭
	判事	長島銀哉
	判事	長島寧子
	判事	古庄順
	判事	日下部祥史
	判事補	相島圭介

刑事部

部総括	判事	梅澤利昭
	判事	矢口俊哉
	判事	長島銀哉
	判事	長島寧子
	判事	本多進
	判事補	染井明希子

2 魚津支部

判事 長島銀哉

3 高岡支部

支部長	判事	平野剛史
	判事	吉田豊
	判事	矢島優香

4 富山簡易裁判所

司掌者	簡裁判事	吉田彩
	簡裁判事	梅澤利昭
	簡裁判事	矢口俊哉
	簡裁判事	長島銀哉
	簡裁判事	長島寧子
	簡裁判事	古庄順
	簡裁判事	日下部祥史
	簡裁判事	本多進
	簡裁判事	山田孝哉
	簡裁判事	久保則昭
	簡裁判事	池田俊彦

5 魚津簡易裁判所

司掌者	簡裁判事	長島銀哉
	簡裁判事	久保則昭

6 高岡簡易裁判所

司掌者	簡裁判事	平野剛史
	簡裁判事	吉田豊
	簡裁判事	矢島優香
	簡裁判事	山田孝哉
	簡裁判事	細川栄治

7 砺波簡易裁判所

第2 裁判事務の分配

1 本庁

(1) 民事部

- ア 民事事件 ((2)のエの事件を除く。)
- イ 本庁刑事事件における忌避事件
- ウ 支部並びに富山簡易裁判所及び魚津簡易裁判所の民事事件における
除斥及び忌避事件
- エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等
に関する法律（以下「医療観察法」という。）に規定する裁判官の
処分に対する不服申立事件及び裁判所の処分に対する異議事件
- オ 本庁で審判に付する決定がなされた事件
- カ 刑事合議事件の第1回公判期日前の勾留に関する処分
- キ 刑事合議事件の第1回公判期日前（起訴前を含む。）における組織的
な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処
罰法」という。）第4章並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不
正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法
等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第5章にそ
れぞれ規定する保全請求事件等
- ク 刑事合議事件の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信
傍受法」という。）に規定する傍受令状請求事件及びその他の処分に関
する裁判
- ケ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）
において地方裁判所の合議体で決定しなければならない旨規定して
いる事件のうち、受訴裁判所の構成裁判官が関与できないとされて
いる事件

(2) 刑事部

次の事件 ((1)のイからケまでの事件を除く。)

- ア 刑事事件
 - イ 医療観察法に規定する事件
 - ウ 檢察審査会法第41条の9に規定する弁護士の指定
 - エ 本庁民事事件における除斥及び忌避事件
 - オ 支部並びに富山簡易裁判所及び魚津簡易裁判所の刑事事件における忌避事件
 - カ 高岡支部（ただし、同支部において合議体を構成できる場合を除く。）、魚津支部、富山簡易裁判所及び魚津簡易裁判所に係属する刑事事件の第1回公判期日前（起訴前を含む。）の勾留に関する処分に対する準抗告事件
 - キ 月曜日から金曜日までの執務時間外及び裁判所の休日における高岡簡易裁判所及び砺波簡易裁判所に係属する刑事事件の第1回公判期日前（起訴前を含む。）の勾留に関する処分に対する準抗告事件
 - ク 高岡支部で審判に付する決定がされた事件
 - ケ 執務時間内の令状請求事件（被疑者国選弁護人選任等を含む。）
- (3) 民事部及び刑事部の裁判官に対する事務分配は、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、民事訴訟事件を民事調停に付したときは、受訴裁判所を構成する裁判官が処理し、労働審判事件から移行した民事訴訟事件は、当該労働審判事件を担当した裁判官以外の民事訴訟事件を担当する裁判官が処理する。
- (4) 月曜日から金曜日までの執務時間外及び裁判所の休日における、令状請求事件（被疑者国選弁護人選任等を含む。）、刑事訴訟法第430条の準抗告事件、医療観察法に規定する鑑定入院命令手続事件及び連戻状請求事件並びに第1回公判期日前の勾留に関する処分は、富山地方裁判所及び同裁判所管内の簡易裁判所に所属する裁判官が別に協議するところによつて処理する。
- これらの事件のうち、出入国管理及び難民認定法31条による臨検等の許可状の請求、警察官職務執行法3条による保護許可状の請求及び

被疑者国選弁護人選任等の処理に当たっては、担当裁判官に簡易裁判所判事の発令がある場合、当該裁判官に被疑者国選弁護人選任請求等を受け付けた簡易裁判所の裁判官の職務を行わせるものとする。

- (5) 所長は、新任判事補研さん実施のため、研さん期間中の判事補に対し、期間又は日を決めて本庁民事部及び刑事部の各裁判事務の取扱いを命じることができる。

2 魚津支部

権限に属する事件（令状請求事件及び勾留請求事件を除く。）

3 高岡支部

- (1) 権限に属する事件並びに高岡簡易裁判所及び砺波簡易裁判所の除斥及び忌避事件（1の(2)のカ及びクで、本庁刑事部に分配される事件を除く。）
(2) 裁判官に対する事務分配は、別表第3のとおりとする。

第3 裁判事務の代理順序

1 本庁

- (1) 裁判官に差し支えがあるときは、その属する部の裁判官の協議によって定め、これによることができないときは、他の部の裁判官の協議によって定める。なお、本庁の裁判官によることができないときは、高岡支部の裁判官の協議によって定める。
(2) 準抗告事件の代理順序は、裁判官が別に協議するところによって定める。

2 魚津支部

長島（銀）裁判官に差し支えがあるときは、古庄裁判官、日下部裁判官の順に代理する。

3 高岡支部

- (1) 支部長に差し支えがあるときは、吉田（豊）裁判官、矢島裁判官の順に代理する。
(2) 裁判官に差し支えがあるときは、支部の裁判官の協議によって定める。なお、支部の裁判官によることができないときは、本庁の裁判官の協議によって定める。

- 4 本庁及び各支部につき、大規模地震等の災害が発生した場合などにより、以上によることができないとき又は相当でないときは、所長の指名した裁判官が代理する。
- 5 本庁・支部間、支部・支部間における事件の回付は、回付しようとする部の部総括裁判官又は支部長と回付を受ける部の部総括裁判官又は支部長との間の事前協議によって定め、これによることができないときは、常置委員会の議により、これを決するものとする。

第4 開廷日割

別表第4のとおり定める。

第5 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差し支えがあるときは、梅澤裁判官、矢口裁判官の順に代理する。
- 2 本庁の部総括裁判官に差し支えがあるときは、その裁判官の属する部の裁判官が、第1の1に掲げる順に代理する。
- 3 魚津支部長に差し支えがあるときは、日下部裁判官が代理する。
- 4 高岡支部長に差し支えがあるときは、吉田（豊）裁判官、矢島裁判官の順に代理する。
- 5 以上によることができないときは、所長の指名した裁判官が代理する。

第6 簡易裁判所における事件の分配等

- 1 富山地方裁判所管内の簡易裁判所における事件の分配、開廷日割、裁判事務及び司法行政事務の代理順序は、別表第5の1及び2のとおりとする。
- 2 朝日町及び氷見市に出張して処理する民事調停事件の担当裁判官及び代理順序は、別表第6のとおりとする。
- 3 大規模地震等の災害が発生した場合などにより、以上によることができないとき又は相当でないときは、裁判所法36条1項に基づき、所長が指名した裁判官（地方裁判所判事及び簡易裁判所判事）に職務代行を命じる。

(別表第1)

本庁民事部の裁判官に対する事務分配

事務の種類		裁判官	矢口	古庄	日下部	相島	梅澤	長島 (銀)	
合議	合議事件 裁判員法において地方裁判所の合議体で決定しなければならない旨規定している事件のうち、受訴裁判所の構成裁判官が関与できないとされている事件	全		全					
	訴訟、再審事件、簡易確定決定に対する異議	$\frac{2}{8}$	$\frac{3}{8}$	$\frac{3}{8}$					
	人身保護事件		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$					
	非訟事件		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$					
	仮登記を命ずる処分事件	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$					
民事保全事件	労働事件		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$					
	知的財産事件	全							
	保全異議、保全取消事件	全							
	必要的審尋事件、消費者裁判手続特例法による事件		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$					
	その他					全			
	民事執行事件	$\frac{1}{3}$		$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$				
	破産事件（下記事件を除く。）	$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$					
	破産事件（同時廃止事件）			$\frac{1}{2}$				$\frac{1}{2}$	
単独	特別清算事件	全							
	通常再生事件	全							
	個人再生事件			$\frac{1}{2}$				$\frac{1}{2}$	
	会社更生事件	全							
	労働審判事件	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$					
	配偶者暴力等に関する保護命令事件	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$					
	簡易確定事件	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$					
	調停事件	全							
	過料事件					全			
	仲裁関係事件	仲裁法35条の証拠調べ				全			
	その他	全							
	雑事件及び共助事件					全			
	刑事合議事件の第1回公判期日前の勾留に関する処分					全			
	刑事合議事件の第1回公判期日前（起訴前を含む。）における組織的犯罪懲罰法第4章及び麻薬特例法第5章にそれぞれ規定する保全請求事件等					全			
	刑事合議事件の通信傍受法に規定する傍受令状請求事件及びその他の処分に関する裁判					全			

(別表第2)

本庁刑事部の裁判官に対する事務分配

事務の種類		裁判官	梅澤	長島 (銀)	本多	染井
合議	合議事件（裁判員裁判対象事件を除く刑事案件及び医療観察法に規定する対象行為の存否に関する審理、裁判事件）（注1）	全		全		
	裁判員裁判対象事件	全		全		
	訴訟事件（即決裁判手続事件を除く。）	$\frac{1}{5}$	$\frac{2}{5}$	$\frac{2}{5}$		
	即決裁判手続事件	全				
	証人尋問請求、証拠保全請求事件				全	
	勾留理由開示請求事件	勾留をした裁判官				
	共助事件					全
	単独事件の第1回公判期日前の勾留に関する処分					全
単独	・単独事件の第1回公判期日前（起訴前を含む。）における組織的犯罪処罰法第4章、麻薬特例法第5章及び不正競争防止法第8章にそれぞれ規定する保全請求事件等					
	・組織的犯罪処罰法第6章、麻薬特例法第6章及び不正競争防止法第9章にそれぞれ規定する保全請求事件等					全
	・組織的犯罪処罰法第71条第1項に規定する令状の発付（麻薬特例法第23条による場合を含む。）					
	単独事件の通信傍受法に規定する傍受令状請求事件及びその他の処分に関する裁判					全
	通信傍受法に規定する傍受の原記録の保管事務	全				
	医療観察法に規定する各種処遇事件、競合する処分の調整の申立てに係る事件及び鑑定入院先指定変更命令手続事件	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$			
	医療観察法に規定する鑑定入院命令手続事件及び連戻状請求事件			$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	医療観察法に規定する嘱託による事実の取調べ	協議により定める				
	検察審査会法第41条の9に規定する弁護士の指定	協議により定める				
	執務時間内の令状請求事件（被疑者国選弁護人選任等を含む。）（注2）（注3）		$\frac{1}{2}$		$\frac{1}{2}$	
	その他					全
	再審、刑事補償、費用補償、訴訟費用免除請求事件、刑事損害賠償命令事件	基本事件を処理した裁判官又はその係				

(注) 1 本多裁判官に配てんされた事件を裁定合議事件にする場合、梅澤裁判官及び染井裁判官以外の裁判官は、部の構成員の協議により調整する。裁定合議事件については、部の構成員の協議により定める。

2 執務時間内の令状請求事件（被疑者国選弁護人選任等を含む。）については、5分の4を富山簡裁裁判官が処理し、10分の1を長島(銀)裁判官、10分の1を染井裁判官が処理する。

3 染井裁判官又は長島(銀)裁判官に差し支えがある場合は、染井裁判官、本多裁判官、長島(銀)裁判官、梅澤裁判官の順で代理し、刑事部裁判官に差し支えがある場合は、民事部裁判官と調整する。

(別表第3)

高岡支部の裁判官に対する事務分配

事務の種類		裁判官	平野	吉田 (豊)	矢島
合議	民事・刑事合議事件、人身保護事件	全			
民事 単独	訴訟、保全異議、保全取消、再審	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
	非訟事件（特別清算事件を除く。）			全	
	保全事件(要審尋事件)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
	同 (無審尋事件)			全	
	民事執行事件	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
	破産事件	$\frac{2}{5}$	$\frac{3}{5}$		
	通常再生事件		全		
	個人再生事件	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
	会社更生、特別清算事件		全		
	配偶者暴力に関する保護命令事件	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
	調停事件		全		
	過料事件			全	
	仲裁関係事件			全	
刑事 単独	証拠保全事件			全	
	その他の事件	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
	訴訟（即決裁判手続事件を含む。）及び再審事件				全
	刑事補償、費用補償、訴訟費用免除等請求事件、刑事損害賠償命令事件				全
	医療観察法に規定する鑑定入院命令手続事件及び連戻状請求事件				全
	医療観察法に規定する嘱託による事実の取調べ				全
	検察審査会法第41条の9に規定する弁護士の指定		全		
	第1回公判期日前の勾留に関する処分	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
	その他の事件(注)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		

(注) その他の事件のうち、勾留理由開示請求事件は、勾留をした裁判官が処理する。

(別表第4)

開廷日割

曜日 事件別 序別		月	火	水	木	金
本庁	民事	合議 2号法廷	日下部 3号法廷	合議 2号又は 1号法廷	矢口 3号法廷	日下部 3号法廷
		矢口 2号法廷			古庄 5号法廷 (注1)	古庄 2号法廷
	刑事	本多 1号法廷	合議 1号法廷	合議 1号又は 2号法廷	長島(銀)	合議 1号法廷
			梅澤 4号法廷		1号又は 4号法廷	
魚津		長島(銀) 第1, 3月曜日		長島(銀)		
高岡	民事	平野 103号法廷	吉田(豊) 103号法廷	合議 101号法廷	平野 101号法廷	吉田(豊) 102号法廷
			矢島 101号法廷	合議 101号法廷		(注2) 矢島 101号法廷

(注1) 裁判官の協議により2号法廷を使用することがある。

(注2) 臨時開廷日とする。

富山簡裁及び魚津簡裁の裁判官に対する事務分配等

簡易裁判所		富山				魚津
事務の種類	裁判官	吉田(彩)	山田	池田	久保	久保
民事事件	訴訟 (少額訴訟を除く。)			$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	少額訴訟			$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	調停		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
	即決和解			全		
	保全事件			$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	公示催告			全		
	過料事件				全	
	その他 (証拠保全等)			$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
裁判事務の分配	訴訟		全			
	即決裁判手続事件		全			
	略式事件 (注1) (交通切符の三者即日処理分を除く。)		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
	略式事件 (交通切符の三者即日処理分)			$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	準抗告事件			全		
	執務時間内の令状請求事件 (被疑者国選弁護人選任等を含む。) (注2)(注3)(注6)		$\frac{4}{15}$	$\frac{4}{15}$	$\frac{4}{15}$	
	医療観察法に規定する嘱託による事実の取調べ			全		
	その他(共助事件等)(注4)			全		
開廷日割			月、金	月、火、金	月、水、金	火
裁判事務の代理順序			池田	久保	池田	池田、長島(銀)(注5)
司法行政事務の代理順序			山田			久保

- (注) 1 富山簡裁の略式事件(交通切符の三者即日処理分を除く。)の在庁処理については、[]を除き、執務時間内の令状担当裁判官が行う。[]については、池田裁判官が処理する。池田裁判官に差し支えがある場合は、本多裁判官、長島(銀)裁判官、梅澤裁判官の順に担当し、本多裁判官、長島(銀)裁判官、梅澤裁判官に差し支えがある場合は、民事部裁判官と調整する。正式裁判請求事件については、池田裁判官及び久保裁判官がした略式命令に対するものについては山田裁判官が担当し、山田裁判官がした略式命令に対するものについては池田裁判官が担当する。
- 2 執務時間内の令状請求事件(被疑者国選弁護人選任等を含む。)について、15分の12を富山簡裁裁判官が処理し、15分の3を刑事部裁判官が処理する。
- 3 担当は1日単位の当番制とし、事務分配の数字は当番担当日数の割合を示す。
なお、刑事部裁判官の割合は、15分の3とする。
- 4 勾留理由開示請求事件は、勾留をした裁判官が処理する。
勾留をした裁判官に差し支えがある場合は、裁判官が別に協議するところによって処理する。
- 5 長島(銀)裁判官が在庁するときは、長島(銀)裁判官、池田裁判官の順とする(水曜日以外の令状請求事件を除く。)。
- 6 警察官職務執行法3条による保護許可状の請求については、刑事部裁判官は担当せず、池田裁判官、山田裁判官、久保裁判官の間で調整する。

(別表第5の2)

高岡簡裁及び砺波簡裁の裁判官に対する事務分配等

簡易裁判所		高岡				砺波
事務の種類	裁判官	平野	吉田 (豊)	矢島	山田	細川
民事事件	訴訟 (少額訴訟を除く。)					全
	少額訴訟					全
	調停					全
	即決和解					全
	保全事件					全
	公示催告					全
	過料事件					全
	その他 (証拠保全等)					全
裁判事務の分配	訴訟					全
	即決裁判手続事件					全
	略式事件 (注3) (交通切符の三者即日処理分を除く。)				全	
	略式事件 (注3) (交通切符の三者即日処理分)					全
	準抗告事件					全
	第1回公判期日前の勾留に関する処分	(注4)				
	執務時間内の令状請求事件 (被疑者国選弁護人選任等を含む。) (注2) (注5)	(注1)				
	医療観察法に規定する嘱託による事実の取調べ	協議により定める				
	その他(共助事件等) (注6)					全
	開廷日割					月、火、金
裁判事務の代理順序		別紙のとおり				平野
司法行政事務の代理順序		別紙のとおり				平野

- (注) 1 執務時間内の令状請求事件 (被疑者国選弁護人選任等を含む。) について、毎週 [] を細川裁判官が、毎週 [] を山田裁判官が各処理し、当該曜日の処理担当裁判官が不在の場合は、山田裁判官を除くその他の裁判官が別に協議するところによって処理する。
- 2 担当は1日単位の当番制とする。
- 3 高岡簡裁の正式裁判請求事件は、細川裁判官が処理した事件 ([] の在庁略式請求並びに三者即決処理分) については矢島裁判官が、山田裁判官が処理した事件については細川裁判官が担当する。砺波簡裁の正式裁判請求事件は、所長が指名する裁判官が担当する。
- 4 簡裁通常刑事第一審事件の第1回公判前の勾留に関する処分の担当は、細川裁判官を除く裁判官の間で調整する。
- 5 警察官職務執行法3条による保護許可状の請求については、高岡支部裁判官は担当せず、山田裁判官、細川裁判官の間で調整する。
- 6 勾留理由開示請求事件は、勾留をした裁判官が処理する。
勾留をした裁判官に差し支えがある場合は、裁判官が別に協議するところによって処理する。

(別紙)

高岡簡易裁判所における裁判事務等の代理順序

1 裁判事務の代理順序

令状、勾留事件

協議により定める。

民事、刑事事件（令状、勾留事件を除く。）

次の順序で代理する。

民事事件 吉田（豊） ⇒ 矢島 ⇒ 平野

刑事事件 矢島 ⇒ 吉田（豊） ⇒ 平野

2 司法行政事務の代理順序

平野裁判官

吉田（豊） ⇒ 矢島

(別表第6.)

朝日町及び氷見市に出張して処理する民事調停事件の担当裁判官及び代理順序

出張先	担当裁判官	代理順序
朝日町	久保	山田
氷見市	細川	山田